

締約国に関する情報  
CN

中華人民共和国

附属書 B 1  
CN

一般情報

国内官庁の名称	China National Intellectual Property Administration (CNIPA) (中国国家知識産権局 (CNIPA))
所在地及び郵便のあて名	6 Xituchenglu, Jimen Bridge, Haidian District, P.O. Box 8020, Beijing 100088, China
電話番号	(86-10) 62 35 66 55 (顧客サービス)
電子メール	pct_affairs@cnipa.gov.cn
インターネット	www.cnipa.gov.cn
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	受理しない
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない
出願人に依頼がWIPO優先権書類デジタルアクセスサービス(DAS)で利用可能とすることを許可する用意があるか？(PCT規則17.1(b)の2))	出願人に国際及び国内出願をWIPO DASで利用可能とすることを許可する用意がある <sup>1</sup>
中華人民共和国の国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により中国国家知識産権局(CNIPA) 又はWIPO国際事務局(附属書C参照)
国内法令 <sup>2</sup> はWIPO国際事務局への国際出願を制限するか？	次の場合、出願は制限される： 中華人民共和国内で行われた発明

[次頁に続く]

1 出願がDASで利用可能とすることを請求する方法の詳細に関しては、次を参照されたい。  
[www.cnipa.gov.cn/art/2020/6/5/art\\_1549\\_99779.html](http://www.cnipa.gov.cn/art/2020/6/5/art_1549_99779.html)

2 中華人民共和国特許法第4条、第19条及び第78条、並びに中華人民共和国特許施行規則8及び9。

CN	中華人民共和国 (続き)	CN
中華人民共和国が指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	中国国家知識産権局 (CNIPA) (国内段階参照) <sup>3</sup>	
中華人民共和国を選択できるか?	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 実用新案	
国際型調査に関する中華人民共和国の規定	なし	
国際公開に基づく仮保護	(1) 中国語で公開された国際出願: 出願人は国際公開日から, 発明の実施のための該当する手数料の支払を条件に, 特許法第13条に規定する権利を有する。  (2) 中国語以外の言語で公開された国際出願: 出願人は, 管轄官庁に出願人が提出する国際出願の中国語の翻訳文が中国特許公報に公開された日から, 発明の実施のための該当する手数料の支払を条件に特許法第13条に規定する権利を有する。	
中華人民共和国が指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
中華人民共和国が指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	発明者のあて名を表示する必要はない。 氏名 (名称) については, 願書中に記載するか, 又は後に提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たしていない場合, 管轄官庁は命令に定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	あり (附属書L参照)	

<sup>3</sup> 国際PCT出願で中華人民共和国を指定するときに, 香港特別行政区 (HK SAR) を含むことができる。HK SARで標準特許又は短期間特許を取得するためにHK SAR知的財産部 (IPD) に対して行う手続の詳細については, PCT出願人の手引第II巻, 国内編, 中華人民共和国CNのCN.16からCN.19までを参照。HK SARのIPDの所在地及び郵便の宛名: 25th Floor, Wu Chung House, 213 Queen's Road East, Hong Kong (SAR), China; 電話: (852) 2961 6315, ファクシミリ装置: (852) 2838 6276。